資料６

WLTC モード燃費表示に係る審議事項について（案）

現在のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく燃費表示では、JC08 モード又は WLTC モードにより算定された燃費を製造事業者等がカタログに表示（併記可）することとしている。また、WLTC モード法の導入に伴い、低速（L）、中速（M）、高速（H）の各走行パターン別の燃費値の算定が可能となった。これを踏まえ、ユーザー一人一人の走行環境により合わせた燃費値の比較を可能とすることで、燃費性能の優れた自動車の選択を支援するため、各モード燃費（以下「LMH 燃費」という。）の表示を導入することの是非及びその表示方法について、省エネ法の目的、ユーザーへのより適切な説明や周知のあり方を考慮しつつ、検討する。

１．WLTC モード燃費に係る各モード燃費表示について

・LMH 燃費の表示の導入の是非について審議する。また、LMH 燃費を表示する場合にあっては、全てのモードの燃費を表示すべきか、特定のモードに限定して表示すべきか等の表示方法について、審議する。

・低速（L）、中速（M）、高速（H）の各走行パターンを表示する際に、どのような名称（例：市街地、郊外、高速道路）を用いて表示すべきか審議する。

・LMH 燃費表示については、表示を義務づけるべきか、自動車メーカー等の任意表示にすべきか、審議する。

２．導入時期・適切な説明や周知のあり方について

・JC08 モード燃費値と併存する期間が存在することを考慮しつつ、LMH 燃費値の導入時期及びユーザーの混乱を生じさせない適切な説明や周知のあり方について審議する。